

総務消防委員会行政調査報告から

【松本市】

松本暮らし定住化促進事業について

1. 取り組みの背景、経緯

平成18年度から、主に首都圏の団塊世代をターゲットに移住・定住促進事業を展開している。政策部政策課にワンストップ窓口及び庁内関係課によるプロジェクト会議を設置し、移住・定住の促進を図ってきた。

近年は、団塊世代のみならず、若者、子育て世代の移住・定住者が増加傾向となっていることから、令和元年度からは、移住・定住の促進に特化した「まつもと暮らし応援課」を新設し、新たに首都圏での就職・転職希望者向けの企業説明会や市内企業と移住希望者等とのマッチング、県外からの移住者に対する補助などを実施し、受入体制の強化を図っている。

2. 平成30年度の主な取り組み

(1) 相談件数

- ① 窓口 71件
- ② セミナー 172件
- ③ 電話、メール等 72件 合計315件

(参考)

転入者へのアンケートにより把握した移住者数

アンケート回収件数：742件（H30.6末～H31.3末）

うち、移住者数 260世帯（434人）

移住者以外 482世帯（668人）

※ H30.6月末から市民課で、同年9月から支所・出張所の窓口で実施

※アンケートの移住者は、自らの意思で松本市に転入し、5年以上居住する予定のある方をカウント。

(2) 松本市への移住者の状況（市窓口にて対応、把握分）

平成30年度：18世帯 38人

(3) インターネットによる情報発信

松本市ホームページをはじめ、移住交流サイト「JOIN」、 「全国移住ナビ」、長野県の「田舎暮らし楽園信州」などの情報サイトによる情報発信を行っている。

(4) 開催事業等

セミナー等 〈開催地〉	主催	回数 () 内：前年度	相談者数 () 内：前年度
松本暮らしセミナー 〈東京〉	松本市	2回 (2回)	67組95人 (31組50人)
楽園信州移住セミナー 〈東京〉	楽園信州(県)との共催	1回 (-)	8組21人 (-)
楽園信州移住セミナー 〈名古屋〉	楽園信州(県)との共催	1回 (1回)	19組31人 (19組21人)
楽園信州移住セミナー 〈大阪〉	楽園信州(県)との共催	1回 (1回)	25組38人 (24組41人)
ふるさと回帰フェア 〈東京〉	NPOふるさと回帰支援センター	1回 (1回)	24組52人 (27組41人)
3市合同移住イベント 〈東京〉	松本市, 塩尻市, 安曇野市	1回 (1回)	14組14人 (21組41人)

※新たな取組みとして、民間企業と連携し、松本暮らしセミナーを開催

※「3市合同移住イベント〈東京〉」では、若者をターゲットに開催

まつもと
働く・暮らし
応援フェア
合同就職説明会 in 東京

2020.3.14(Sat)
11:00~16:00
@赤坂インターシティコンファレンス
(溜池山王駅、国会議事堂前駅直結)
松本の企業約50社が大集合!

信州 松本で、
創業してみない?

2019.6.29 (SAT) 12:30~15:30
@ふるさと回帰支援センター セミナールーム
(東京交通会館4階)

松本で創業した方の5年経過後はなんと約5割(50%)がなくなってしまいましたか? (2009) 創業 創業後
創業支援制度はあるの?なぜ松本で創業しようと思ったの?
松本での創業の魅力を、先輩なゲストとともにお伝えします。

★先輩移住者ゲストのご紹介★

松本を自分達で起業した、
松本の人気ゲストハウス
fabri-shiro
小澤 清和さん (38)
2008年に創業からスタート
松本で起業して良かったこと
松本で起業して良かったこと

国内外のオンライン販路を扱う
セレクトショップ
menbus
山田 朋次さん (42)
2015年に創業からスタート
松本で起業して良かったこと

(5) その他

- ①移住希望者と先輩移住者との交流を促進するため、移住・創業者のお店マップを作成し、移住希望者に配布
(配布先：ふるさと回帰支援センター、銀座 NAGANO、まつもと暮らし応援課窓口など)
- ②個別の相談会を首都圏で開催 (ふるさと回帰支援センター、銀座 NAGANO)
- ③移住体験会開催時に相談者と創業者との交流夕食会を開催 (5組6人)

3. これまでの成果

(1) 移住相談者（直近5年間）

項目	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
窓口	60	40	49	63	71
セミナー	137	153	164	151	172
電話・メール等	69	108	65	116	72
合計	266	301	278	330	315

(2) 移住者（※市窓口にて対応、把握分）

①移住者数 H 30：18世帯38人（H 19からの累計：180世帯380人）

（直近5年間の移住者数）

項目	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
世帯数	13	13	14	15	18
人数	28	25	32	24	38

②世帯主の年代

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
世帯数	16	60	34	24	41	5	180
割合（％）	8.9	33.3	18.9	13.3	22.8	2.8	—

【分析結果】

- ・移住者は30歳代が最も多く、現役世代（20～50歳代）が移住者全体の74.4%を占める。
- ・全県、全国的な傾向としても、現役世代の移住希望が多く、NPO 法人ふるさと回帰センターのデータでは、20～40歳代の移住相談が約7割を占めるとともに、移住相談者の約7割が移住先選択の条件（優先順位）として、「就労の場があること」と答えている。

⇒就職面での支援を充実させることで移住促進につながる。

③世帯主の出身地（H 19からの累計）

出身地	関東圏	関西・中京圏	その他	合計
世帯数	115	30	35	180
割合（％）	63.9	16.7	19.4	—

【分析結果】

- ・移住者の65%は関東在住者であることから、首都圏中心のPRが効果的である。

④移住地（H19からの累計。判明している方のみ）

移住地	市街地	郊外	山間地	合計
世帯数	80	66	22	168
割合（％）	47.6	39.3	13.1	—

（市街地：旧松本市 郊外：新市他 山間地：安曇・奈川・四賀）

【分析結果】

・アンケート結果では、市街地が好まれているようである。

4. 主な課題等

- (1) 雇用情勢は堅調に推移しているが、職種や雇用条件など移住者の希望する条件との合致難しい状況が続いていることから、企業等と連携するなど、マッチングを促進する体制づくりが必要である。
- (2) 住宅に係る移住希望者のニーズが多様化し、条件を満たす不動産情報が不足していることから、市の関係部局や地域等と連携して活用可能な空き家を把握するなど、ニーズに合った住まいの情報提供が必要である。

5. 令和元年度の主な取組予定

- (1) 移住希望者の相談、受入体制の強化
 移住・定住促進に特化した「まつもと暮らし応援課」の新設及び9部局18課による庁内プロジェクトチームを結成し、移住希望者に寄り添ったサポートや移住者に対するアフターフォローの充実を図る。
- (2) セミナー、相談会等による情報発信

セミナー等 〈開催地〉	主催	回数	内容
松本暮らしセミナー 〈東京〉	松本市	3回	関係課と連携し、毎回テーマを設定して実施。テーマは「創業」「子育て」「農業」等を予定
楽園信州移住セミナー 〈東京、名古屋、大阪〉	楽園信州（県） との共催	各1回	県内の複数市町村と合同でセミナーを実施
3市合同移住セミナー 〈東京〉	松本市、塩尻市、 安曇野市	1回	3市合同で松本市域を紹介
出張個別相談会 〈東京〉	松本市	2回	職員が都市部に出向き、個別相談を実施

セミナー等 〈開催地〉	主催	回数	内容
【新規】 お仕事フェア 〈東京〉	松本市	1回	民間企業との連携により、移住希望者と奇病とのマッチングを行うイベント

(3) 「移住者が営むお店 MAP」の拡充

(4) 仕事に関する情報提供、就業相談の充実【新規】

移住希望者や移住者は現役世代が多いことから、転職支援会社との共同により、仕事に関する情報提供、就業相談を充実させるとともに、市内企業に対しても移住者の採用等に関するスキルアップセミナーを開催することにより、移住者と仕事のマッチングを図る。

(5) 首都圏での情報発信の強化【新規】

全国各地の相談窓口のある「ふるさと回帰支援センター」内にまつもと暮らし応援ブースを設置し、情報発信を強化する。

※回帰支援センター内ブース出展数

71団体（45道府県、25市町、その他1）

長野県内ブース：長野県2、駒ヶ根市1、大町市1、飯山市1、宮田村1

(6) UIJ ターン就業・創業移住支援事業補助金【新規】

企業等の担い手不足の解消、地域課題を解決する社会的事業を行う創業者の増加、三大都市圏の転入超過となっている都府県からの移住促進を目的に、国・県・市が共同で支援金を支給する。

対象者：県が認めた企業等への就職や社会的事業の創業をする移住者

支給金額：単身世帯の場合60万円、2人以上世帯の場合100万円

(7) ゲストハウスと連携したお試し滞在プランと MAP の作成【新規】

市内ゲストハウス（移住者が営んでいるもの）と連携し、移住を考えている方にお試し滞在先として紹介する。

※一週間の滞在期間のうち、1泊分の宿泊費を無料とするもの

(8) 教員住宅を移住希望者向けに紹介【新規】

利用されていない教員住宅を、松本市内での定住先を見つけるまでの住居として移住希望者に紹介する。（1か月以上6か月以内）

※現在の教員住宅の稼働率が3割程度であることから実施することとした。なお、前記のとおり、ずっとそこに居住できるわけではない。

松本市 移住定住希望者のための
短期限定住宅
申込受付期間：2019.7.1(月)～2020.3.31(火)
入居期間：入居日から1か月以上6か月以下

【物件の入り口に当たって】
本物件は、新築住宅であり、移住定住希望者向けに、移住定住希望者からの応募を優先して募集いたします。応募希望者は、松本市のホームページから応募してください。

【物件の概要】
●物件名：松本市内（松本市内）
●築年数：新築
●床面積：約100㎡
●間取り：2LDK
●バス・トイレ：バス・トイレ
●キッチン：キッチン
●洗面所：洗面所
●収納：収納

【お問い合わせ】
松本市 移住定住希望者支援センター
〒485-8501 松本市 松本駅前1-1-1
TEL: 026-222-1111
E: info@city-matsumoto.jp

(9) オーダーメイド型移住体験ツアー【新規】

移住セミナーだけで終わらせるのではなく、セミナー参加者が実際に松本市を訪れ、移住の検討段階を1段上げていただくための仕組みとして、セミナーの内容に関連したツアーを開催する。

(移住後の生活をより具体的にイメージできるよう、移住希望者の要望に合わせたツアーを設計し、庁内関係課、不動産協会、市内企業と連携して実施する。)

- ・ 6月29日のセミナー ⇒ 9月7、8日に創業を中心とした内容の現地ツアーを実施
- ・ 11月30日の3市合同セミナー（就農） ⇒ 12月1日に農業に関連した現地ツアーを実施



(10) 「まつもと暮らし応援課」ショップカードの作成【新規】

まつもと暮らし応援課のことを知ってもらい、気軽に移住相談をしていただくことを目的として、当該課のショップカードを作成し、市内店舗や市内外の関連施設にも設置する。

(11) LINE を活用した情報発信【新規】

移住関係の情報を発信するラインアカウントを作成し、セミナーや松本暮らし等の情報を発信する。

※発信、受信の双方で行う予定。

【豊田市】

消防団員確保に向けた取り組みについて

1. 消防団の現状

(1) 団員の加入条件

18歳以上で、市内在住または在勤または通学している者

(2) 役割

消防団は、火災を初め、東日本大震災での活動のように、地震・風水害等の大規模な災害から地域の安全を守るための重要な役割を果たしている。平常時には、訓練や防火広報・警戒巡視等の火災予防活動も行っており、地域住民への防災意識の普及を行い安全な地域づくりの一端を担っている。

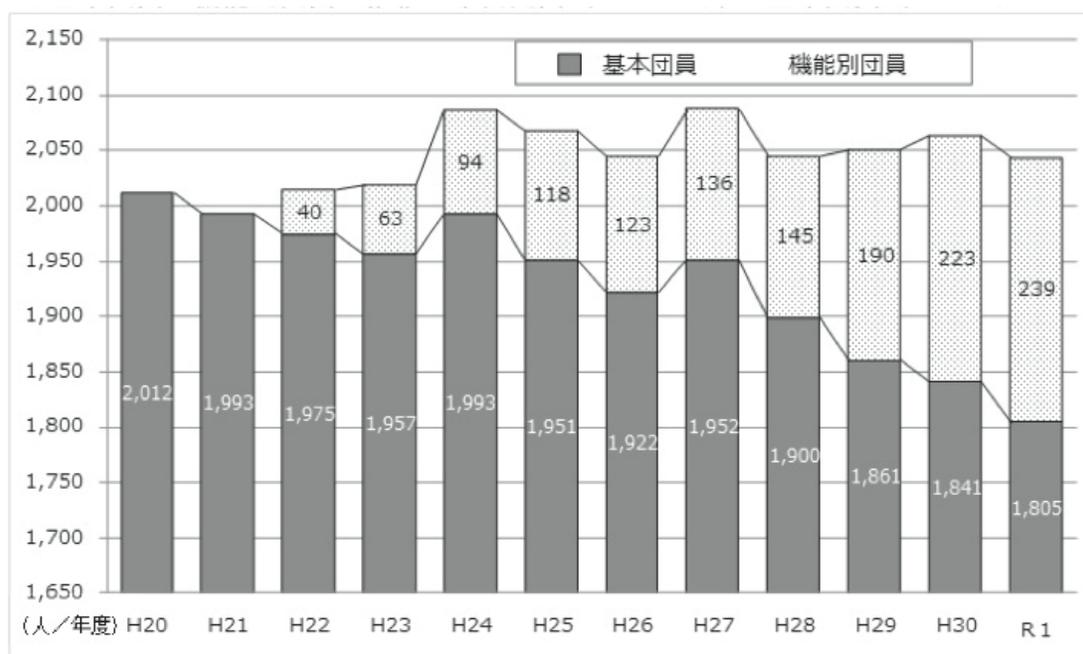
(3) 現状・推移

近年、全国的に消防団員は減少傾向であり、地域における防災力の低下が懸念されている。豊田市においては、平成17年度の合併時に2,174人いた消防団員も、ここ10年間では2,000人余りを推移している。団員の減少は、中山間地域でその傾向が強く、また、サラリーマン団員の増加により、昼間の活動が制限されてしまうこともあり、その対策として豊田市では消防団OBや学生による機能別団員を採用している。

<これまで行ってきた団員確保対策>

- ・22年4月～ 消防団OBによる実災害を支援する機能別団員制度を導入
- ・26年4月～ 入団年齢を20歳から18歳に引き下げ
- ・28年4月～ 入団要件に「通学する者」を追加

○基本団員と機能別団員の推移：条例定員2,313人（うち基本団員2,013人）



2. 災害支援機能別団員（平成22年4月から導入）

- (1) 団員数：180人（31年4月1日現在）⇒目標数200人
- (2) 目的：地域の防災力の向上（主に中山間地）及び想定される東海・東南海地震などの大規模な災害に対する対応強化
- (3) 災害支援機能別団員とは
昼夜間を問わずあらゆる災害、厳しい訓練に参加する基本団員に対して、業務を限定し、入団時に定めた特定の活動のみに参加する団員のことで、在住または在勤する地域に発生する昼間の災害時及び大規模災害時（南海トラフ地震等）に出動、活動する。
- (4) 主な活動内容
 - ・常備消防及び基本団員が実施する消火活動等の支援を行う。
 - ・基本団員の指揮下において活動を行う。
 - ・出動は携帯電話へのメール配信及び同報無線により各自判断して行う。
（基本団員と同じ）
- (5) 入団要件：消防団員の経験があり、地域に在住または在勤する者
（昼間、地域の災害において活動が可能な者）

3. 学生機能別団員（平成28年4月から導入）

- (1) 団員数：59人（31年4月1日現在）⇒目標数100人
- (2) 目的
 - ・若者の入団促進と消防団の活性化
 - ・参加しやすい環境づくりによる団員の確保
 - ・学生が機能別団員として入団することで、地域防災への興味を深め、卒業後の入団を期待
- (3) 活動内容
入団時に定めた特定の活動のみに参加する機能別団員のうち、学生機能別団員の活動は、大規模災害時、通学する大学等に設けられた避難所の運営を行う。また、通常の活動は、消防団員としての知識及び技術の習得を目的とした訓練（規律訓練や救命講習など）や消防団行事への参加となる。
<主な活動内容>
 - ・大規模災害時の避難所運営（救援物資の管理、応急救護など）
 - ・消防団員としての知識及び技術の習得を目的とした訓練（規律訓練や救命講習など）
 - ・消防団行事への参加
- (4) 入団要件：年齢が満18歳以上で、地域内に居住している者、または通学する者（市内の大学等に通学する者）

4. 特色ある部隊

(1) カラーガード隊

カラーガード隊とは、マーチングバンドの演技をより華やかに演出するフラッグ隊。平成15年度の女性消防団採用後に結成され、消防音楽隊との共演により住民への火災予防に関する広報活動を実施している。31年4月1日現在、女性5名で活動している。

(2) ファイヤーガード隊

ファイヤーガード隊は、25年に防火・防災の啓発部隊として結成され、パネルシアターやゲームなどの方法で、子供への防火防災指導や自治区等が実施する防災訓練等で防火・防災セミナーなども行っている。31年4月1日現在、女性11名で活動している。

(3) PR団員

PR団員は、25年から消防団のイメージアップと広報活動を行う団員を、基本団員から10名程度選出し、通常の消防団活動に加え、イベント等での広報活動やメディアへの出演などの活動を行っている。31年4月1日現在、18名（うち女性3名）で活動している。

(4) ラッパ隊

ラッパ隊は災害現場において、号令や命令を団員に伝えるために使われてきたが、現在では、通信機器が発達したことにより、消防団の規律の維持と士気の高揚を図り、式典においては敬意をあらわすことを主な目的としている。31年4月1日現在、40名が消防操法大会や観閲式等で演奏を披露している。

(5) 階梯隊

20年に結成され、出初式などで階梯操法を披露している。

5. その他の消防団確保施策について

(1) 消防団応援の店（平成28年10月から導入）

①登録数 220件（うちサービス提供71件、広報協力149件）（31年4月1日現在）

②目的

- ・消防団を地域で応援するという気運を高め、消防団活動への理解を促進させる。
- ・消防団員の士気高揚を図り、地域防災力の強化につなげる。



③内容

地域の安心・安全を守る活動を行っている消防団員を支援するために、事業所に「消防団応援の店」として登録。消防団員にサービスの提供などを行うことにより、消防団を応援していくもの。

④利用方法

消防団員は、サービスの提供等を受ける際に、消防団員証を提示する。

⑤メリット

- ・イメージアップ及び集客効果
- ・地域経済活性化
- ・入団促進による地域防災力向上



(2) 消防団協力事業所表示制度（平成20年4月から導入）

①認定数：36事業所（31年4月現在）

②目的

豊田市消防団に積極的に協力している事業所等を認定することにより、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

③認定基準

従業員が消防団員に相当数入団しており、次のいずれかに該当するもの。

ア. 従業員の消防団活動に積極的に配慮していること。

イ. 災害時等に事業所の資機材及び自衛消防隊を消防団に提供するなど協力をしていること。

ウ. その他の消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所であること。

④有効期限：認定日から2年

⑤優遇措置

ア. 「豊田市建設工事総合評価落札方式実施要領」別表1に掲げる「地域貢献度 ②地域活動への貢献」で1点加算 ※まちかど救急ステーションも同様に1点（重複加点は無し）

イ. 消火器10型1本無償譲渡

(3) 消防団70周年記念事業の実施

①充実強化大会

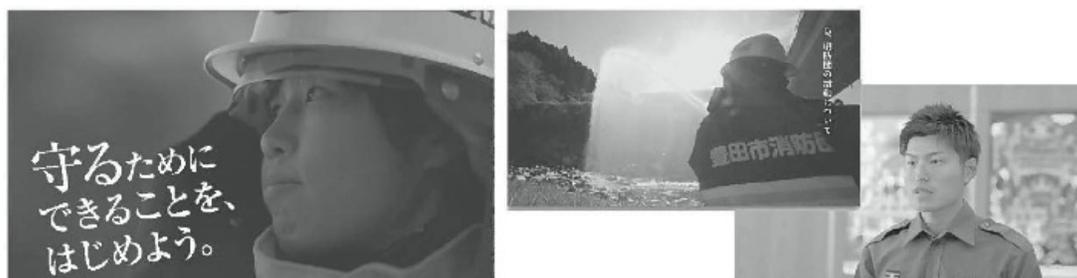
・「みんなでおいでん！WE LOVE消防団みらいフェスタ」の開催（31年2月24日）

・来場者数5,500人（目標5,000人）

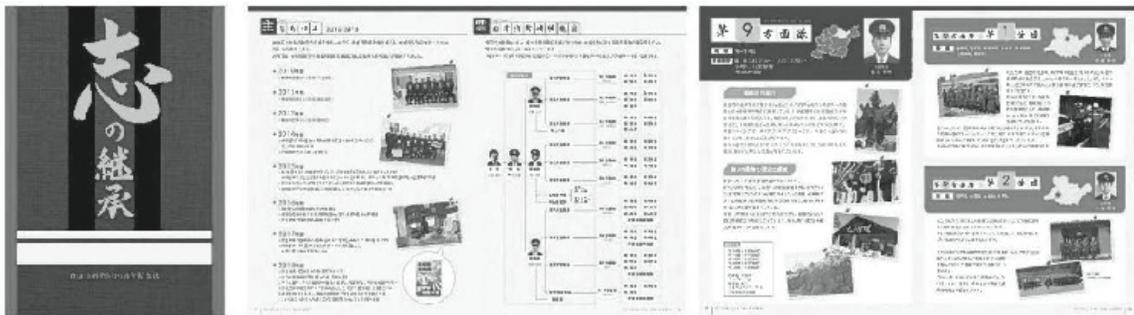


②消防団PR動画「守るためにできることを、はじめよう。」（本編5分19秒／短編30秒）の制作

・令和元年度の消防団PRムービーコンテストで優秀賞を受賞



③70周年記念誌「志の継承」(3,000部/A4/全フルカラー・44ページ)の発行
・組織図、主なあゆみ、活動記録、方面隊、分団、ラッパ隊等の紹介



【世田谷区】

官民連携指針について

1. 官民連携指針策定の背景について

(1) 官民連携の目的

官民連携において、大前提となる目的は公共サービスのさらなる充実であり、単なる行政の都合や民間企業等のビジネスチャンスではなく、区（官）と民間企業等（民）が連携することにより、世田谷区民にとってよりよい公共サービスを提供していくことを目的としている。

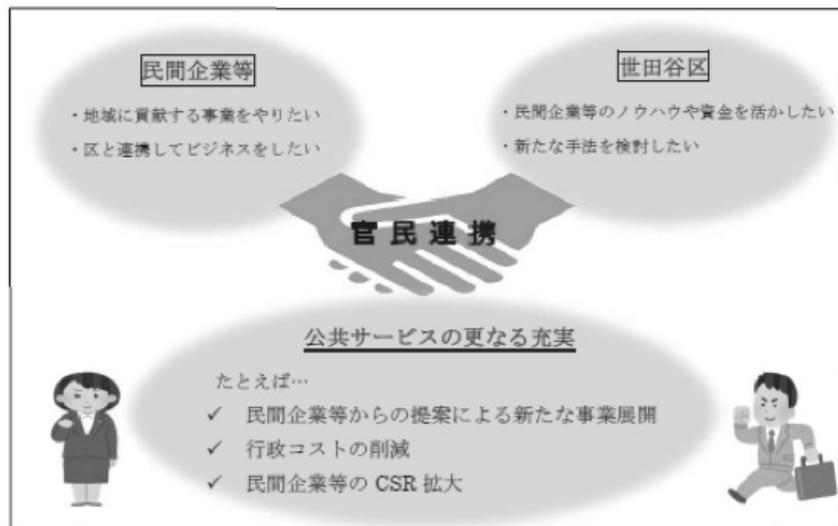
(2) 指針策定の目的

これまで世田谷区においては、指定管理者制度や各種災害協定、イベントの協力、ネーミングライツなど、民間企業等のノウハウや資金等を生かした連携を行ってきており、「指定管理者制度運用に係る指針」や「世田谷区広告掲載ガイドライン」など区内に向けた個別のガイドライン等を策定し、内部において官民連携を推進してきた。しかし、民間企業等からの提案受付窓口の不在、事務手続など実施までのプロセスの不明確さ、所属をまたがる提案の対応などさまざまな課題があり、民間企業等との連携を最大限発揮できていない状況にあった。官民連携指針は、個別で行ってきた官民連携に関して、全体的な考え方や連携までのプロセス、手法、留意事項等を整理し、区における考え方や姿勢、仕組みを区内外に対して示し、共有することを目的としている。

(3) 区を取り巻く環境

区を取り巻く環境は、高齢者人口の増加を初めとして、全体人口の増加という他自治体とは異なる状況が予測されている。また、区の公共施設の老朽化が進んでおり、建てかえや改修などの行政コストの増加が見込まれる。

このような区の状況の変化の中で、行政需要は多様化、複雑化してきており、既存の枠組みにとらわれない手法の検討が求められており、官民連携の推進は、行政施策の実現のための一つの手法となる。



(4) 指針の位置づけ

官民連携指針は、「世田谷区基本計画」や「世田谷区新実施計画」、個別計画の実現に向けたツールの一つとして位置づけ、区と民間企業等が連携し、よりよい公共サービスを提供するために持つベースとなる考え方となるものである。

2. 官民連携の定義と種類

(1) 種類と定義（一般的定義）

官民連携については、明確に定義づけられるものではないが、国や他自治体等で行われている一般的な官民連携は以下の種類がある。

種類	定義
民営化	区が実施している事業について、民間経営に移管すること。
民間委託	区が実施している事業について、全部または一部を業務委託契約により民間に委ねること。
協定	区と民間が、共通課題に対して協定を結ぶなど、協力し合うことを示す。
官民協働	区と民間が、それぞれの特性や資源（人・モノ・金・情報）を活かし、ともに事業を実施すること。民間委託といった区と民間が、仕様のとおりに履行し、金銭を支払うような契約関係ではなく、お互いが持つ資源を活用し、明確な役割分担の下、事業を実施していくことを示す。イベントの共催など、民間企業等の活力を様々な方法で活かす。
PFI等	新たな社会資本の整備や公的サービスの提供を民間に委ねる事業手法であり、民間の資金やノウハウを活用することとともに、公共が負担していたリスクの民間移転などにより、VFMを達成しつつ、公共サービスを提供すること。
公有資産活用	区の土地や建物などの不動産を民間企業等への貸出などにより、有効活用を図ること。
指定管理者制度	公の施設の管理・運営について、民間を指定し、期間を定めて管理・運営させること。

など

(2) 世田谷区における定義

世田谷区では、協定、官民協働、PFI等、公有資産活用、指定管理者制度のほか、民間提案において実施する事業などを官民連携と定義する。区から発信する民営化や民間委託は、これまでも行っており、指針において目指すものは、区で作成した仕様書のとおり行う受託者と委託者の関係ではなく、区と民間の連携をさらに推進することである。

3. 官民連携の基本的考え方

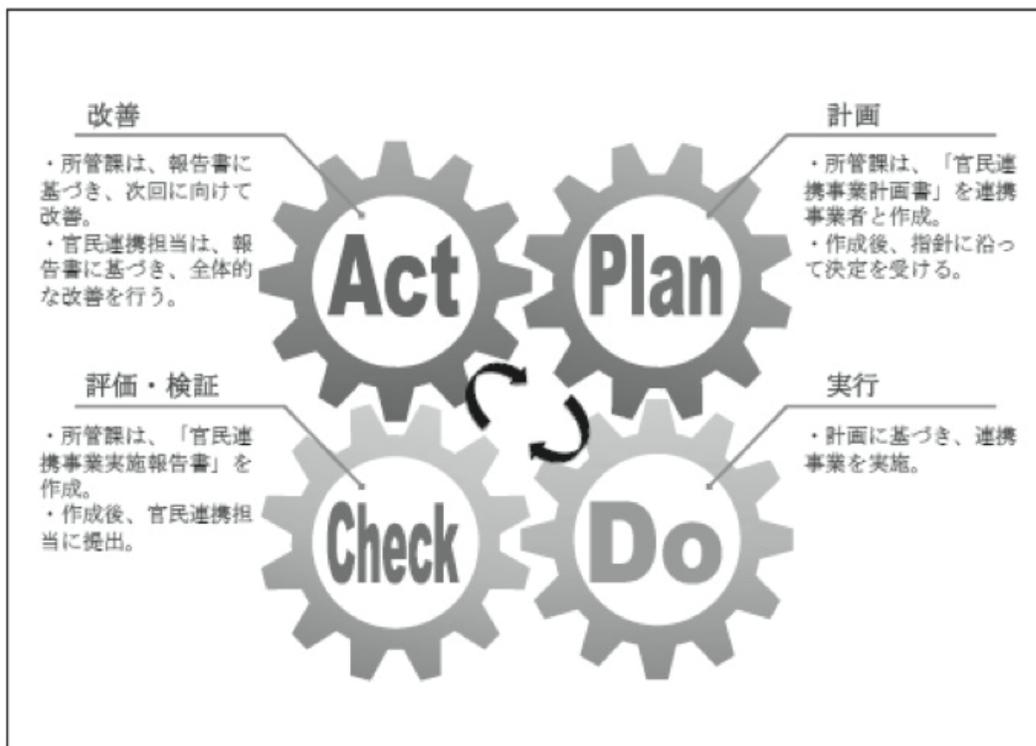
(1) 対話による価値の創造

世田谷区では、行政課題の解決のために、民間企業等に求めること、区が行えることを明確化し、積極的に区から発信していくことを目指す。また、民間企業等からの提案を積極的に受け入れ、既存のやり方にとらわれない検討を行っていく。

区と民間企業等は、同じ公共サービスの充実を目指す対等な関係であり、対話を通じて信頼関係を構築していき、Win-Winの関係で連携を推進していく。

(2) 効果の検証及びフィードバック

官民連携を効果的、継続的に行っていくためにも、連携した事業の効果検証は必要不可欠であることから、定量的効果のみならず、事業ごとに定性的効果の検証を行い、PDCAサイクルによってよりよい連携を目指していく。



4. 期待される効果

(1) 民間企業等の柔軟な発想や手法による新たな事業展開

区が単独で検討し、事業を実施するだけでなく、民間企業等からの柔軟な発想や手法の提案を受け付けることにより、選択の幅が広がり、さらなる公共サービスの充実が期待される。

(2) 行政コストの削減

区が単独で考えるだけでなく、民間企業等からの提案により区と民間がともに検討していくことで、行政コストの最適化、ひいては行政コスト削減につながることを期待される。

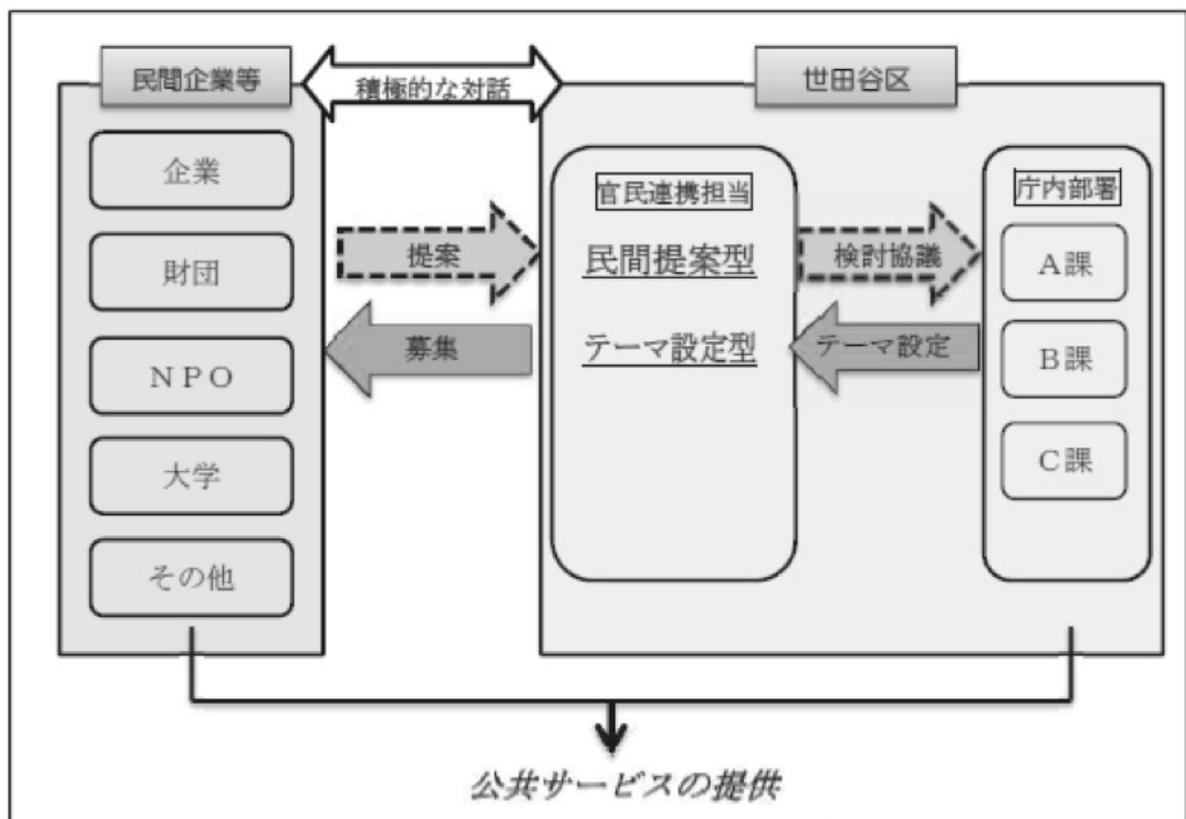
(3) 民間企業等のCSR拡大

民間企業等においては、CSR（社会的貢献）として、さまざまな取り組みを行っている。近年ではCSV（共通価値の創造）という考え方も広がっており、社会的課題を解決すること自体をビジネスチャンスと捉えている。区民に最も身近な行政である区が民間企業等と連携することにより、さらなるCSRやCSVの拡大を促し、社会的課題を解決することが期待される。

5. 官民連携の体制

(1) 担当窓口の設置

これまで官民連携に関する民間企業等からの提案に関しては、所管部署で対応してきたが、行政組織は多分野にわたり、どこの部署が何を担当しているか民間企業等からはわかりにくいことがある。そのようなことなどから、提案窓口を明確にし、官民連携に関する庁内外の中間支援の役割（橋渡し役）を担う組織として、官民連携を担当する部署を設置しており、民間企業等は、提案内容が明確でない状況においても相談できる体制となっている。



(2) 官民連携の仕組み

指針における官民連携は、民間提案型（委託型）、民間提案型（連携型）、テーマ設定型（委託型）、テーマ設定型（連携型）の4分類を基本に実施していく。

< 4分類の概要 >

<p>【民間提案型】 ※民間からの提案を事業に繋げる</p>	委託型	民間企業等から公共性のある事業提案の募集を随時行う。提案内容の協議を経て、事業実施の際は事業者の公募を行う。
	連携型	民間企業等から連携で行う事業（イベント含む）の提案募集を随時行う。提案内容の協議を経て実施。事業実施の際は、協定書の締結など文書の取り交わしを行う。
<p>【テーマ設定型】 ※区の行政課題、テーマを投げかけ事業に繋げる</p>	委託型	区が示す課題等に対して、民間企業等からの提案を募集する。提案内容の協議を経て、事業実施の際は事業者の公募を行う。
	連携型	区が連携を望む事業（イベント含む）に対して、民間企業等の提案や参加を募集し、提案内容の協議を経て実施。実施の際は、協定書の締結など文書の取り交わしを行う。